

学校施設の長寿命化計画の策定に関する
実態調査

結果報告書

令和2年12月

総務省行政評価局

前 書 き

学校施設は、国民の社会生活にとって重要な施設であるが、多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけての児童生徒数の急増期に整備されており、建築後 25 年を経過した公立小中学校の保有面積が 7 割を超えるなど、老朽化が進行している。

現下の厳しい財政状況の中においては、効果的・効率的に学校施設の長寿命化を図ることにより、良好な状態の維持や安全性の確保に努めていく必要がある。

国は、平成 25 年 11 月、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示しており、文部科学省では、同基本計画に基づき、27 年 3 月、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定している。

これらの計画を踏まえ、各地方公共団体は、公立学校施設についてメンテナンスサイクルの核となる「学校施設の長寿命化計画」を令和 2 年度末までに策定し、中長期的な維持管理等に係る費用の縮減と予算の平準化を図ることを要請されている。

また、各地方公共団体では、少子化の進行により、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う学校施設の統廃合等の諸問題への対応について、それぞれの地域の実情に応じた検討をすることも求められている。

この実態調査は、学校施設の長寿命化計画策定に係る国による適切な取組を推進する観点から、地方公共団体における学校施設の長寿命化計画の策定及び検討の状況に関する実態を明らかにすることにより、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 学校施設の現状と施策の概要	
(1) 学校施設の現状等	2
(2) 学校施設の長寿命化に関する施策の概要	3
(3) 長寿命化計画策定を促進するための支援策	3
(4) 長寿命化計画の早期策定に向けた支援	5
2 長寿命化計画の策定及び検討の状況	
(1) 長寿命化計画の策定状況	6
(2) 学校施設の統廃合等の検討内容に関する長寿命化計画への反映状況	6
3 まとめ	10
4 資料編	11

第1 調査の目的等

1 目的

この実態調査は、学校施設の長寿命化計画策定に係る国による適切な取組を推進する観点から、地方公共団体における学校施設の長寿命化計画の策定及び検討の状況に関する実態を明らかにすることにより、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

文部科学省

(2) 関連調査等対象機関

市町村（教育委員会を含む）(66)

3 担当部局

行政評価局

6 管区行政評価局（北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

4 実施時期

令和元年12月～令和2年12月

第2 調査結果

1 学校施設の現状と施策の概要

(1) 学校施設の現状等

ア 国内における学校施設の老朽化の状況

文部科学省の公立学校施設実態調査（平成30年度）によると、国内における学校施設の多くは、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒数の急増期に整備されており、建築後25年を経過した公立小中学校の保有面積が7割を超え、そのうち半数が建築後40年以上となるなど、全体的に学校施設の老朽化が進んでいる（資料1-①）。

イ 学校施設の現状

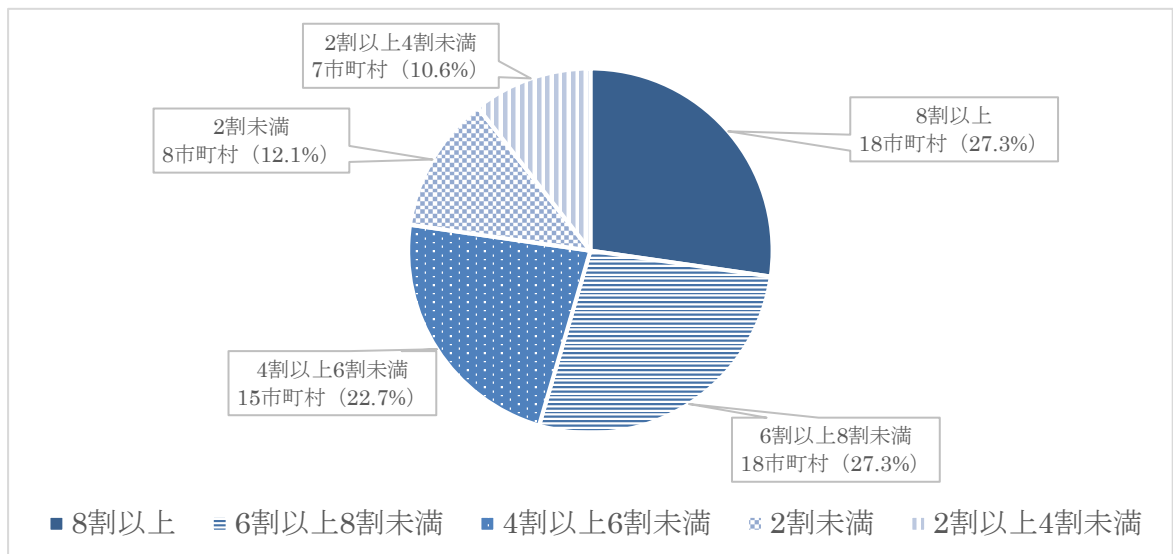
今回、当省が調査対象とした66市町村については、既存の公表資料等を参考に、平成31年4月1日時点で既に学校施設の長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）を策定済みの市町村、策定時期未定の市町村、学校施設の統廃合等の検討を行っていると思われる市町村等を中心に選定した。

調査対象とした66市町村における老朽化した公立小中学校施設の保有状況等の結果は次のとおりであり、アで示した状況のとおり、市町村は、多くの老朽化した学校施設を抱えている状況にあった。

i) 市町村における老朽化した公立小中学校施設の保有状況等

各学校施設の老朽化状況を学校単位でみると、66市町村が保有する公立小中学校施設の約6割（1,022校中661校）が築40年以上の棟を有しており、さらに、市町村単位でみると、図1-①のとおり、各市町村が保有する学校施設のうち、築40年以上の棟を有する学校の割合が8割を超える市町村が約3割（18市町村）みられた。

図1-① 調査対象市町村における築40年以上の棟を有する学校の割合



(注) 当省の調査結果による。

(2) 学校施設の長寿命化に関する施策の概要

今後、学校施設の急激な老朽化が予想される中、国は、政府全体の取組として、平成 25 年 11 月に、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象とした「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定し、「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）を核としたメンテナンスサイクルの構築、メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等によるトータルコストの縮減・平準化といった戦略的な維持管理・更新等の方向性を示している（資料 1-②）（注 1）。

これを踏まえ、文部科学省では、平成 27 年 3 月に、文部科学省が所管又は管理する国公立の学校施設等の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を示す、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定している（資料 1-③）。

そして、文部科学省は、これらの計画を踏まえ、長寿命化計画は、学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画であり、戦略的に施設整備を進める点でも非常に重要であるとして、各地方公共団体に対し、公立学校施設について長寿命化計画を令和 2 年度末までに策定することを要請している（資料 1-④）（注 2）。

（注）1 「インフラ長寿命化基本計画」において、個別施設計画については、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業ごとの分類（道路、下水道等）や、構造物ごとの分類（橋梁^{りょう}、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位ごとに計画を策定することとされている。

2 「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）については、公立学校施設、公立社会教育施設等の適切な施設区分ごとに個別施設計画を策定することとされている。

(3) 長寿命化計画策定を促進するための支援策

文部科学省は、地方公共団体が令和 2 年度末までに長寿命化計画を策定できるよう、表 1 のとおり支援している。

表 1 文部科学省が実施する長寿命化計画策定を促進するための支援策

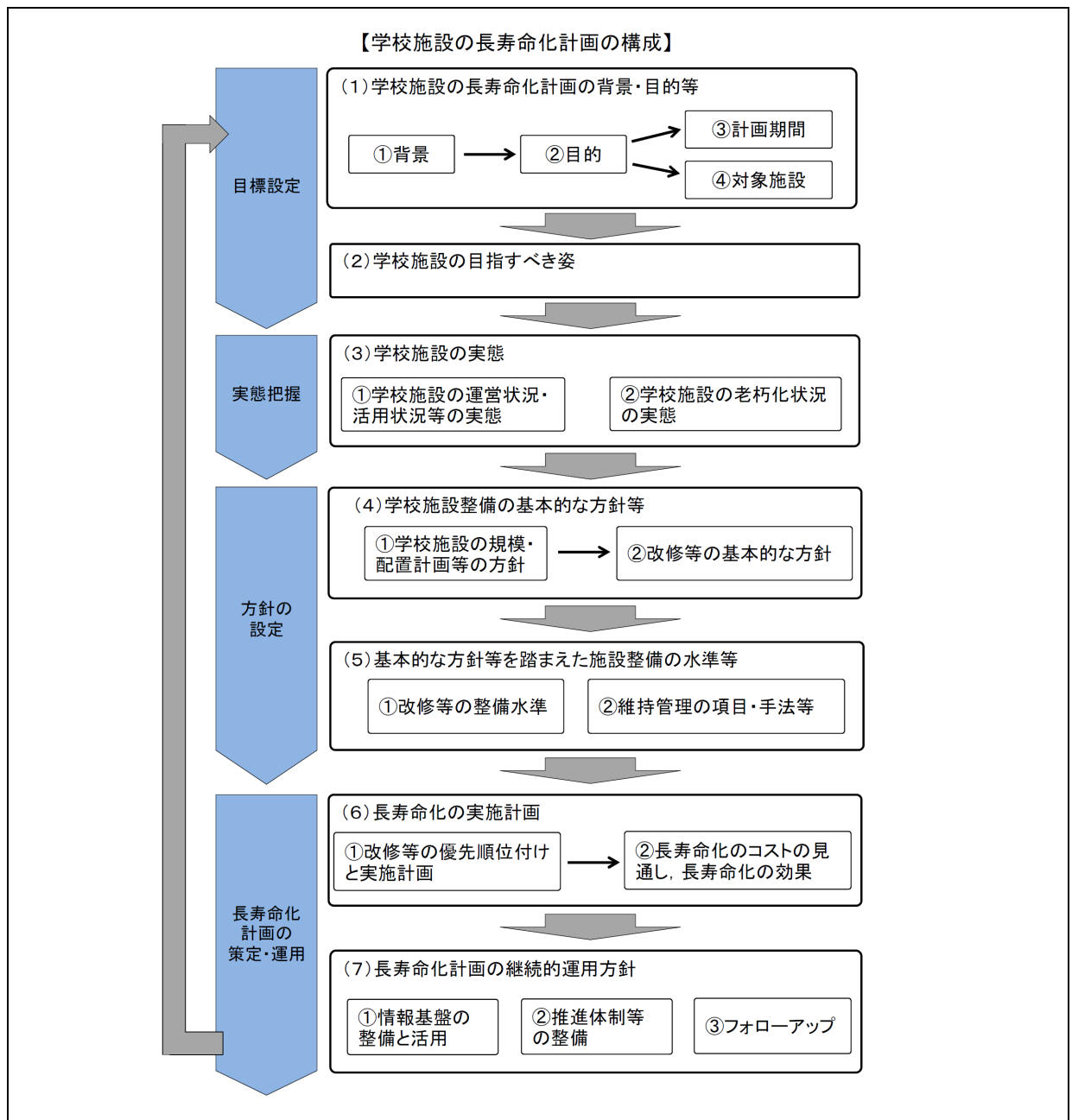
支援策	時期	内容等
学校施設の長寿命化計画策定に係る手引	平成 27 年 4 月	長寿命化計画に盛り込むべき事項、記載事例、留意事項等を整理
学校施設の個別施設計画策定支援事業	平成 27～29 年度	長寿命化計画策定に係るモデル事業を実施
学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書	平成 29 年 3 月	長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、具体的な留意点を解説
解説書の講習会等による策定に関する説明会	平成 29 年度～	長寿命化計画策定の進め方や事例を紹介する講習会を全国主要都市で開催

個別施設計画策定取組事例集	平成 31 年 3 月	長寿命化計画策定に当たっての体制づくりやスケジュール等の事例を紹介
---------------	-------------	-----------------------------------

(注) 文部科学省作成資料に基づき、当省が作成した。

文部科学省は、これらの支援策のうち、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27 年 4 月。以下「手引」という。）及び「学校施設の長寿命化計画に係る解説書」（平成 29 年 3 月）において、長寿命化計画策定の際の基本的な考え方や留意事項を解説するとともに、図 1-②のとおり、「学校施設整備の基本的な方針等」や「長寿命化の実施計画」等、長寿命化計画に盛り込むべき事項等を示している。

図 1-② 長寿命化計画に盛り込むべき事項



(注) 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27 年 4 月文部科学省）から抜粋した。

(4) 長寿命化計画の早期策定に向けた支援

文部科学省は、地方公共団体に対し、長寿命化計画を早期に策定するよう要請する通知を平成 29 年度から毎年度発出している。これらの通知においては、文部科学省が所管・管理する施設における個別施設計画策定率が、他の府省が所管・管理する各施設における計画策定率に比べて極めて低い状況となっていることを伝えるとともに、個別施設計画の策定には相応の時間を要することから、いまだ個別施設計画の検討に着手していない設置者においては、早急に検討に着手するよう促している。このうち、平成 31 年 1 月に発出した通知（注）においては、令和 2 年度以降の交付金事業の事業採択に当たって、長寿命化計画の策定状況を勘案する予定であること、令和 3 年度以降の交付金事業は、長寿命化計画の策定を事業申請の前提条件とすることを含めて検討していることを示している（資料 1-⑤）。

ここでいう交付金事業とは、「学校施設環境改善交付金交付要綱」（平成 23 年 4 月 1 日 23 文化施第 3 号文部科学大臣裁定）に基づいて、文部科学省が地方公共団体に対し、学校施設環境改善交付金を交付する事業である。交付金事業には「長寿命化改良事業」が設けられており、従来であれば改築していた老朽施設の再生を図るため、構造体の長寿命化やライフラインの更新などに加え、省エネ化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など現代の社会的要請に応じた改修を支援するものである。これに加えて、令和 2 年度からは、長寿命化計画に基づき、計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、同事業の対象を拡大し、予防的な改修工事も対象としている（資料 1-⑥、1-⑦）。

このように、文部科学省が長寿命化計画の策定と交付金事業の採択とを関連付けて、地方公共団体に長寿命化計画の策定を求めたことは、未策定の地方公共団体における長寿命化計画策定への動機付けの一つになったと考えられる。

（注） 「公立学校施設の個別施設計画策定について（通知）」（平成 31 年 1 月 8 日付け 30 施施助第 13 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知）

2 長寿命化計画の策定及び検討の状況

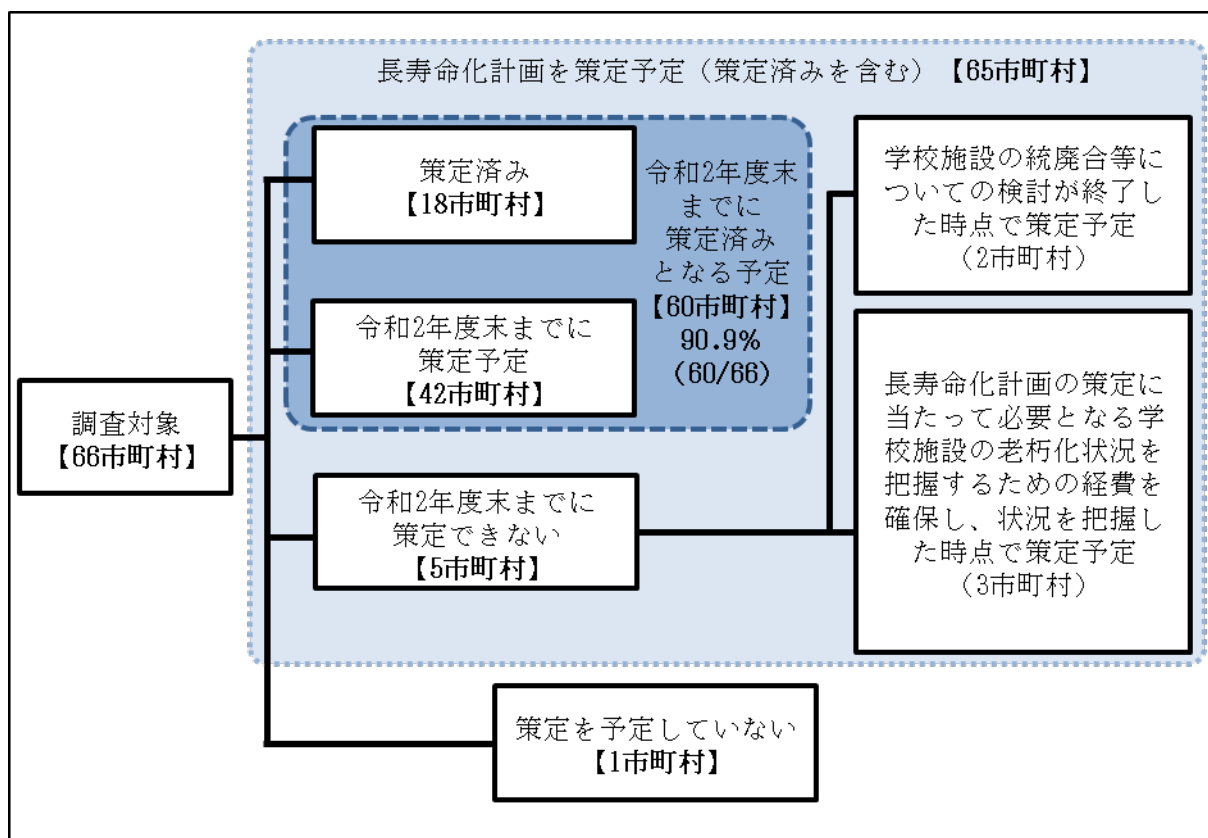
(1) 長寿命化計画の策定状況

今回、調査対象とした66市町村における長寿命化計画の策定状況をみると、図2-①のとおり、文部科学省が長寿命化計画の策定期限としている令和2年度末までに、全体の約9割を占める60市町村が策定済みとなる予定であるが、5市町村は、令和2年度末までに策定できないとし、1市町村は、策定を予定していないとしている状況がみられた。

令和2年度末までに策定できないとしている5市町村については、学校施設の統廃合等についての検討が終了した時点、又は長寿命化計画の策定に当たって必要となる学校施設の老朽化状況を把握するための経費を確保し、状況を把握した時点で策定するとしている。

また、長寿命化計画の策定を予定していない1市町村については、保有する全ての学校施設について、既に必要な改修を行ったばかりであり、安全性は確保できているため、長寿命化計画を策定する必要性は感じていないとしている。

図2-① 調査対象とした66市町村における長寿命化計画の策定状況（令和元年度末時点）



（注） 当省の調査結果による。

(2) 学校施設の統廃合等の検討内容に関する長寿命化計画への反映状況

長寿命化計画は、中長期的な学校施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することができるようにするために作成するものである。その目的を踏まえると、長寿命化計画においては、今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けの考え方を示した上で、学校施設ごとに、改修等の時期、内容及び費用について整

理し、その内容を長寿命化計画に盛り込んでいくことが重要と考えられ、文部科学省が示した手引においてもこの旨が示されている（資料 2-①）。

また、地方公共団体においては、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う学校施設の統廃合等の諸問題への対応について、それぞれの地域の実情に応じた検討を主体的に実施することが求められており（資料 2-②、2-③）、今回調査対象とした市町村からは、学校施設の統廃合については、地域住民の合意形成を図りながら進めていかなければならない等、結論を出すには時間が掛かる場合があるとする意見が聴かれている。

そこで、今回、調査対象とした市町村のうち、長寿命化計画策定済みの市町村及び令和 2 年度末までに策定予定の市町村における学校施設の統廃合等の検討内容に関する長寿命化計画への反映状況について調査したところ、次のような状況がみられた。

ア 長寿命化計画を策定済みの市町村における統廃合等の検討内容の反映状況

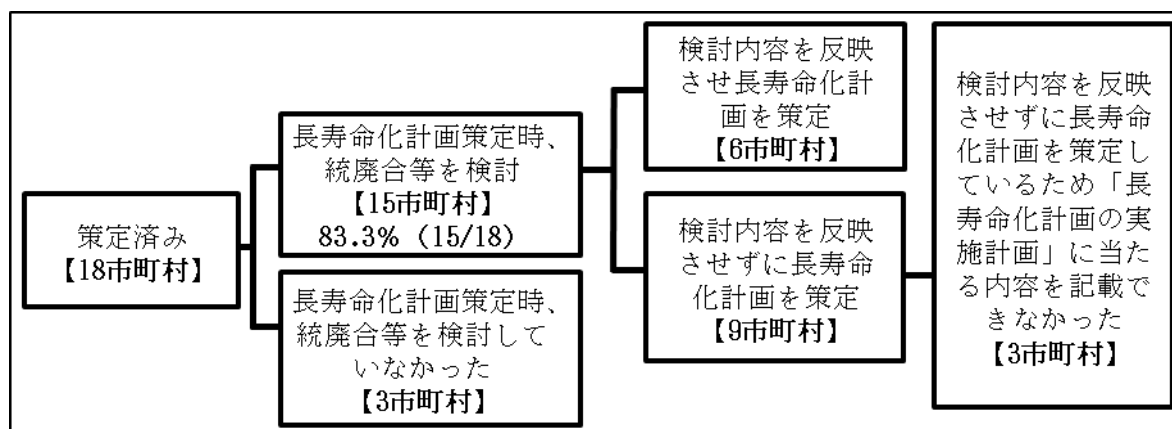
図 2-②のとおり、今回、調査対象とした長寿命化計画を策定済みの 18 市町村のうち、各市町村が長寿命化計画を策定した時点において、統廃合等を検討していたものが 15 市町村みられ、大部分の市町村において統廃合等を検討していた状況がみられた。

このような状況において、上記検討内容の長寿命化計画への反映状況についてみると、上記 15 市町村のうち 9 市町村が、管内にある学校施設について、現状の規模や機能を維持すると仮定するなどして、学校施設の統廃合等の検討内容を反映させずに長寿命化計画を策定している状況がみられた。

また、当該 9 市町村の中には、統廃合等の検討内容を反映させずに長寿命化計画を策定しているため、長寿命化計画に盛り込むべきとされている「長寿命化計画の実施計画」に当たる内容は記載できなかったとしている市町村も 3 市町村みられた。

なお、策定済み市町村の中には、統廃合等の検討にかかわらず、予算の裏付けがない中では、改修の時期等を長寿命化計画に記載できないとして、「長寿命化計画の実施計画」に当たる内容を記載できなかったとしている市町村も 3 市町村みられた。

図 2-② 策定済み市町村における統廃合等の検討内容の反映状況



(注) 当省の調査結果による。

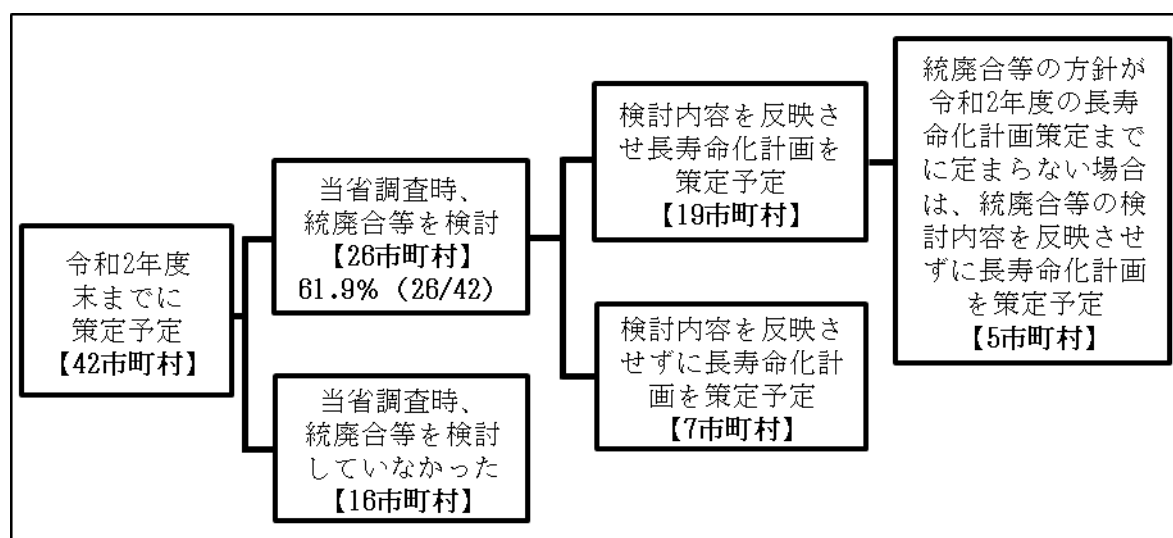
イ 令和2年度末までに策定予定の市町村における統廃合等の検討内容の反映状況

図2-③のとおり、今回、調査対象とした長寿命化計画を令和2年度末までに策定予定の42市町村のうち、当省の調査時点において、統廃合等を検討していたものが26市町村みられ、過半数の市町村において統廃合等を検討していた状況がみられた。

上記26市町村のうち、19市町村は、長寿命化計画の策定までには統廃合等の方針が取りまとめられる見込みであるなどとして、統廃合等の検討内容を反映させて長寿命化計画を策定する予定であるとしている。ただし、このうち5市町村については、統廃合等の方針が令和2年度の長寿命化計画策定までに定まらない場合は、統廃合等の検討内容を反映させないとしている。

その一方で、26市町村のうち残りの7市町村は、統廃合等に関する検討内容等を反映させずに長寿命化計画を策定予定としている。

図2-③ 令和2年度末までに策定予定の市町村における統廃合等の検討内容の反映状況



(注) 当省の調査結果による。

ウ 統廃合等の検討内容を反映させない理由

長寿命化計画を策定済みの市町村及び令和2年度末までに策定予定の市町村のうち、学校施設の統廃合等の検討内容を反映させていない9市町村及び反映させずに策定予定の7市町村からその理由を聴取した。

その結果、学校施設の統廃合等は、地域の大きな問題であり、反対する地域住民もいる中で、意見を集約し、合意形成を図るには時間が掛かるものであることから、未確定の状態で長寿命化計画に反映させることは地域住民の誤解を招くおそれがあるため困難であるとする市町村が多くみられた（資料2-④、2-⑤）。

また、令和2年度末までに市町村の統廃合等の検討内容を反映させずに長寿命化計画を策定予定の7市町村及び統廃合等の検討内容が令和2年度の長寿命化計画策定までに定まらない場合は、統廃合等の検討内容を反映させずに長寿命化計画を策定予定の5市町村では、令和3年度以降の交付金事業について、長寿命化計画の策定が事業申請の前提条件とされてい

るため、令和2年度末までに策定する必要があるとしていた。

このように、学校施設の統廃合等が検討途上であるため、長寿命化計画に反映できないケースが生じ得ることは文部科学省も想定しており、この点について、手引では、長寿命化計画策定時点において、個々の学校施設に係る規模や配置計画等の方針が立っていない場合は、今後の検討を踏まえ、まずは現状の規模や機能を維持すると仮定するなどしながら、長寿命化計画を策定することが重要であること、また、その場合、少子化に対応した学校づくり等の検討が進んだり、その他関連する計画が策定・改訂されたりした場合には、長寿命化計画に反映できるようにすることを示している。

以上のように、長寿命化計画を策定済みとしている市町村であっても、令和2年度末までに策定予定としている市町村であっても、学校施設の統廃合等の検討段階の違い、また、それを長寿命化計画に反映させるかどうかの判断の違い等によって、統廃合等の検討内容を反映させずに長寿命化計画を策定している状況がうかがえる。

しかし、地方公共団体による長寿命化計画は、その目的に鑑みると、学校施設の統廃合等の検討内容が反映されていないなどの理由により、今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けや、学校施設ごとの改修等の時期、内容及び費用について整理した内容を含まないものは、長寿命化計画として、必ずしも十分な内容を備えているとは言い難いと考えられる。長寿命化計画を実効性あるものとするため、今回の策定をもって完成とせず、適時適切に内容を補完していく必要があると考えられる。

3 まとめ

文部科学省は、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定している。この行動計画に基づき、長寿命化計画について、地方公共団体に対して通知を発出し、令和2年度末までの早期に策定することを促すとともに、地方公共団体が策定できるよう技術的な支援を行っている。

本実態調査の結果、当省が調査した66市町村のうち、令和元年度末時点で、18市町村が長寿命化計画を策定済みで、42市町村は令和2年度末までに策定予定としており、令和2年度末までには、全体の約9割を占める60市町村において、長寿命化計画が策定済みとなる予定である。

一方、令和2年度末までに策定できないとしている5市町村のうち、2市町村は学校施設の統廃合等について検討が終了した時点で、3市町村は長寿命化計画の策定のための調査費を確保し、状況を把握した時点で策定予定としている。また、1市町村では、全ての学校施設について、必要な改修を行ったばかりであり、安全性は確保できているとし、長寿命化計画を策定する予定はないとしている。

本来、長寿命化計画は、中長期的な学校施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを主な目的としているため、学校施設ごとに今後の改修等の時期、内容及び費用の見込み等について整理することが必要とされている。

しかし、策定済みの市町村及び令和2年度末までに策定予定の市町村における長寿命化計画についてみると、学校施設の統廃合等の検討が行われている市町村では、統廃合等の内容が未確定のため、長寿命化の対象となる学校施設、改修の優先順位、改修内容等を反映させることが困難であるとして、必要とされる内容が整理されていないか、整理されない可能性のある内容となることにより、長寿命化計画の実効性が確保されないものがみられた。

【所見】

したがって、文部科学省は、長寿命化計画が真に実効性のある内容で策定されるよう以下の措置を講ずる必要がある。

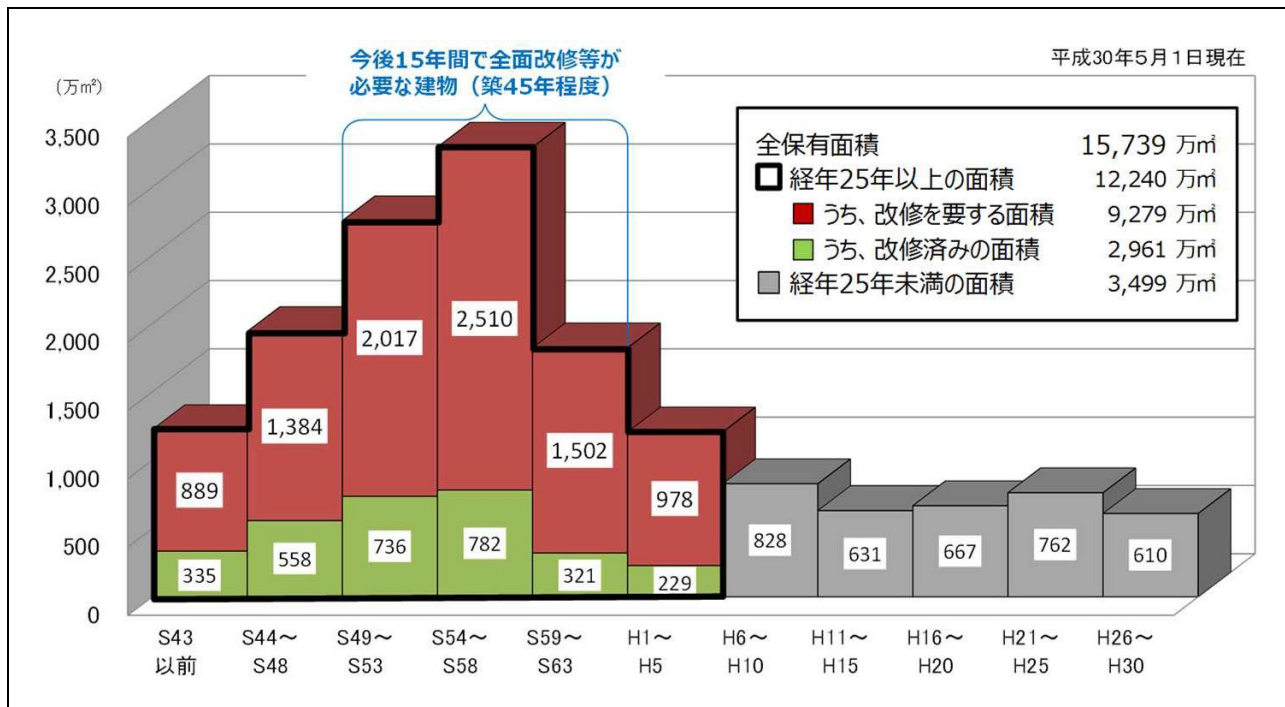
- ① 令和2年度末において長寿命化計画が未策定となる地方公共団体に対し、その理由を改めて把握し、地方公共団体の実情を踏まえた上で、長寿命化計画の策定に必要な助言を行うこと。
- ② 学校施設の統廃合等の内容が未確定の状況下で長寿命化計画を策定した地方公共団体に対し、長寿命化計画の実効性が確保されている内容であるかを確認し、長寿命化計画の見直しが必要であると考えられる場合には、地方公共団体に対して必要な助言を行い、見直しを促すこと。

〔資料編〕

資料目次

資料 1-①	公立小中学校の経年別保有面積（平成 30 年度）	11
資料 1-②	「インフラ長寿命化基本計画」＜抜粋＞	11
資料 1-③	「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」＜抜粋＞	12
資料 1-④	「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（通知）」（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 文科施第 569 号文部科学省大臣官房長通知）＜抜粋＞	13
資料 1-⑤	学校施設の長寿命化計画策定に関する文部科学省の関係通知	13
資料 1-⑥	公立学校施設整備事業の概要	15
資料 1-⑦	長寿命化改良事業の概要	16
資料 2-①	「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」における学校施設の統廃合等に関する記載＜抜粋＞	17
資料 2-②	市区町村における学校規模に関する認識	18
資料 2-③	学校規模に課題を認識している市区町村における課題解消に向けた検討状況	18
資料 2-④	長寿命化計画を策定済みの市町村における統廃合等の検討内容を反映させない理由	19
資料 2-⑤	令和 2 年度末までに長寿命化計画を策定予定の市町村における統廃合等の検討内容を反映させない理由	19

資料1-① 公立小中学校の経年別保有面積（平成30年度）



（注） 「効率的かつ効果的な学校施設の整備に関する事例集」（平成31年2月文部科学省）から抜粋した。

資料1-② 「インフラ長寿命化基本計画」＜抜粋＞

II. 目指すべき姿

(2) 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

変化のスピードが速く、複雑化した社会経済システムの下では、既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするための取組はもとより、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応していくことが必要である。

一方、厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据えると、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新等を行うことが重要である。

アイデアやビジョンにとどまることなく、必要な人材の確保・育成を含め、総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

〔目標〕

- ・ 行動計画で対象とした全ての施設について個別施設毎の長寿命化計画を策定（2020年頃）
 - ・ 適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）
- （略）

III. 基本的な考え方

1. インフラ機能の確実かつ効率的な確保

(1) 安全・安心の確保

（略）

- ① メンテナンスサイクルの構築

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は時々刻々と変化する。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要である。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適時な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく。

(略)

(2) 中長期的視点に立ったコスト管理

(略)

① 予防保全型維持管理の導入

中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

(略)

IV. インフラ長寿命化計画等の策定

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-③ 「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」＜抜粋＞

III. 目指すべき姿

○ 行動計画の対象施設は、後述するように今後急速な老朽化が予想される中、安全性の確保とともに公共施設に求められる機能の確保も求められるが、そのためには、各設置者において、定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて日常的な修繕や大規模な改修等（以下「修繕・改修等」という。）の対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築する必要がある。

(略)

○ その際、現下の厳しい財政状況の中でも、対象施設のメンテナンスサイクルを着実に運用していくためには、これまでの改築中心から長寿命化への転換により中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、行動計画・個別施設計画の策定を通じ、予算の平準化に努めることも重要である。

(略)

- 文部科学省としては、対象施設の設置者がメンテナンスサイクルを構築し、着実に運用できるよう、必要な技術的助言や支援を行い、各設置者における対象施設の長寿命化の取組を促進していく。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-④ 「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（通知）」（平成27年3月31日付け26文科施第569号文部科学省大臣官房長通知）＜抜粋＞

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、国及び地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象に、国及び地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理等を推進するため、平成25年11月29日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました（略）。

文部科学省では、基本計画を踏まえ、文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、このたび、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「本行動計画」という。）を（略）策定しました。

ついでには、基本計画及び本行動計画を踏まえ、所有又は管理する施設について、下記のとおり、定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築し、当該施設の維持管理、長寿命化等に適切に取り組んでいただくようお願いします。

(略)

2. メンテナンスサイクルの構築について

(3) 行動計画・個別施設計画の策定

(ア) 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）（本行動計画 p10、19、20 等参照）

各地方公共団体においては、当該地方公共団体の行動計画として平成28年度までに策定することとされている「公共施設等総合管理計画」（略）も踏まえ、公立学校施設、公立社会教育施設等の適切な施設区分毎に、平成32年度までに個別施設計画（略）を策定するようお願いします。

その際、公立文教施設には、点検・診断結果に基づく対策だけでなく、多様化する教育内容・方法等への対応等も求められることから、個別施設計画の立案に当たっては、これらの整備需要も盛り込み、優先順位を設定し、域内の施設全体の長寿命化が効果的・効率的に実施できる計画とするようお願いします。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-⑤ 学校施設の長寿命化計画策定に関する文部科学省の関係通知

- 「個別施設計画の策定について（通知）」（平成31年1月8日付け30文科施第396号文部科学省大臣官房長通知）＜抜粋＞

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、国及び地方公共団体等が管理するインフラを対象に、国及び地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理等を推進

するため、平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

文部科学省では基本計画を踏まえ、所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するとともに、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（通知）」（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 文科施第 569 号）において、各設置者に向けて行動計画・個別施設計画をそれぞれの目標年度までに策定していただくようお願いしてきたところです。

行動計画の策定は完了しましたが、平成 30 年 4 月 1 日現在、文部科学省所管施設における個別施設計画策定率は、別紙 1 のとおり、他の各施設における計画策定率に比べて極めて低い状況となっております。

については、「個別施設計画の策定について（通知）」（平成 30 年 1 月 10 日付け 29 文科施第 301 号）において、できるだけ早い時期の策定を依頼していたところですが、個別施設計画が未策定の設置者におかれては、2020 年度までのできるだけ早い時期に策定するよう、改めてお願いします。特に、策定完了の目標としている 2020 年度まで残り 2 年となり、計画の策定には相応の時間を要することから、未だ個別施設計画の検討に着手していない設置者におかれては、早急に検討に着手するようお願いいたします。

○ 「公立学校施設の個別施設計画策定について（通知）」（平成 31 年 1 月 8 日付け 30 施施助第 13 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知）〈抜粋〉

平成 30 年 12 月 25 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会が開催され、各省庁が所管するインフラの個別施設計画策定状況の結果が公表され、文部科学省所管施設の計画策定率が、他の各施設における策定率に比べて低いことから、文部科学省大臣官房長より、（略）通知がありました。

なお、公立学校施設の計画策定率は、7%であり、他の各施設における策定率に比べて極めて低い状況です。

（略）

個別施設計画は、学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画であり、限られた財源や人員の中でトータルコストの縮減や予算の平準化など、戦略的に施設整備を進める点でも非常に重要であるため、各地方公共団体においては手引や解説書等を参考にして早期に計画を策定するようお願いします。

昨年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長戦略の実現～」（骨太方針）では、「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係省庁が、ガイドラインの策定、交付金等における計画の策定要件化等により、実効的な計画策定を支援することとされています。

このことも踏まえ、文部科学省では、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、来年度以降の交付金事業の事業採択に当たって、個別施設計画の策定状況を勘案する予定です。また、2021

年度以降の交付金事業は、個別施設計画の策定を事業申請の前提条件とすることを含めて検討しております。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-⑥ 公立学校施設整備事業の概要

1. 趣旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）等に基づき、公立学校建物（公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

2. 主な国庫補助事業・負担（算定）割合

事業名	負担（算定） 割合	事業の内容
新增築	1/2	学校建物（校舎、体育館等）を新しく建設又は増築（教室不足の解消、学校統合）
改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物等
	1/2（かさ上げ）	建物の耐震性能を表す指標である I_s 値が 0.3 未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
地震補強	1/2（かさ上げ）	地震による倒壊の危険性があるもの（ I_s 値 0.3～0.7 未満）
	2/3（かさ上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（ I_s 値 0.3 未満）
<u>長寿命化改良</u>	1/3	老朽化により構造上危険な状態にある建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
大規模改造	1/3	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を、建て替えずに改修（老朽改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策等）
防災機能強化	1/3	応急避難場所として必要な、学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震化、避難経路、備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等）
武道場	1/2（新築） 1/3（改築）	中学校に柔道場、剣道場等を整備
太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用、風力発電の整備、太陽光パネル既設置校への蓄電池の整備）
その他	1/3	屋外環境（グラウンド）、学校プール、社会体育施設、学校給食施設、木の教育環境施設等

(注) 「学校施設環境改善交付金交付要綱」（平成23年4月1日23文科施第3号文部科学大臣裁定）に基づき、当省が作成した。

資料1-⑦ 長寿命化改理事業の概要

○ 長寿命化改理事業の概要

(趣旨)

- ・ 従来、改築（建て替え）していた老朽施設の再生を図るため、構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など現代の社会的要請に応じた改修を支援

(対象校)

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

(対象建物)

- ・ 校舎、屋内運動場、寄宿舎

(算定割合)

- ・ 1/3

(補助要件)

- ・ 建築後 40 年以上経過した建物

○ 拡充する事業の概要

(工事内容)

- ・ 長寿命化を図る前提で実施する予防的な改修工事（屋内の防水層の全面的な改修、外壁の仕上げ材（タイルや塗装等）の更新・躯体のひび割れの全面的な補修 等）

(補助対象)

① 対象校：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

② 交付金の算定割合：1/3

③ 補助対象事業費：下限額 3,000 万円（小規模校 1,000 万円、幼稚園 400 万円）
上限額 1 億円

(対象となる建物)

① 建築後 20 年以上 40 年未満のもの又は長寿命化改理事業後 20 年以上 40 年未満のもの

② 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づくもの

(注) 文部科学省作成資料に基づき、当省が作成した。

資料 2-① 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」における学校施設の統廃合等に関する記載＜抜粋＞

2. 学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説

(4) 学校施設整備の基本的な方針等

① 学校施設整備の規模・配置計画等の方針

(略)

○ 基本的な考え方

学校施設の長寿命化計画を実行性のあるものとするためには、少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共有化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させることが重要である。

(略)

(6) 長寿命化の実施計画

① 改修等の優先順位付けと実施計画

(略)

○ 実施計画の策定

優先順位付けの考え方を基に、学校施設毎に今後の改修等の時期や方法、費用見込み等について整理するとともに、「(3) ①学校施設の運営状況・活用状況等の実態」において把握した人口や財政の状況から財政見込を設定し、今後、個々の学校施設整備を実行していくための年次計画を策定する。

(略)

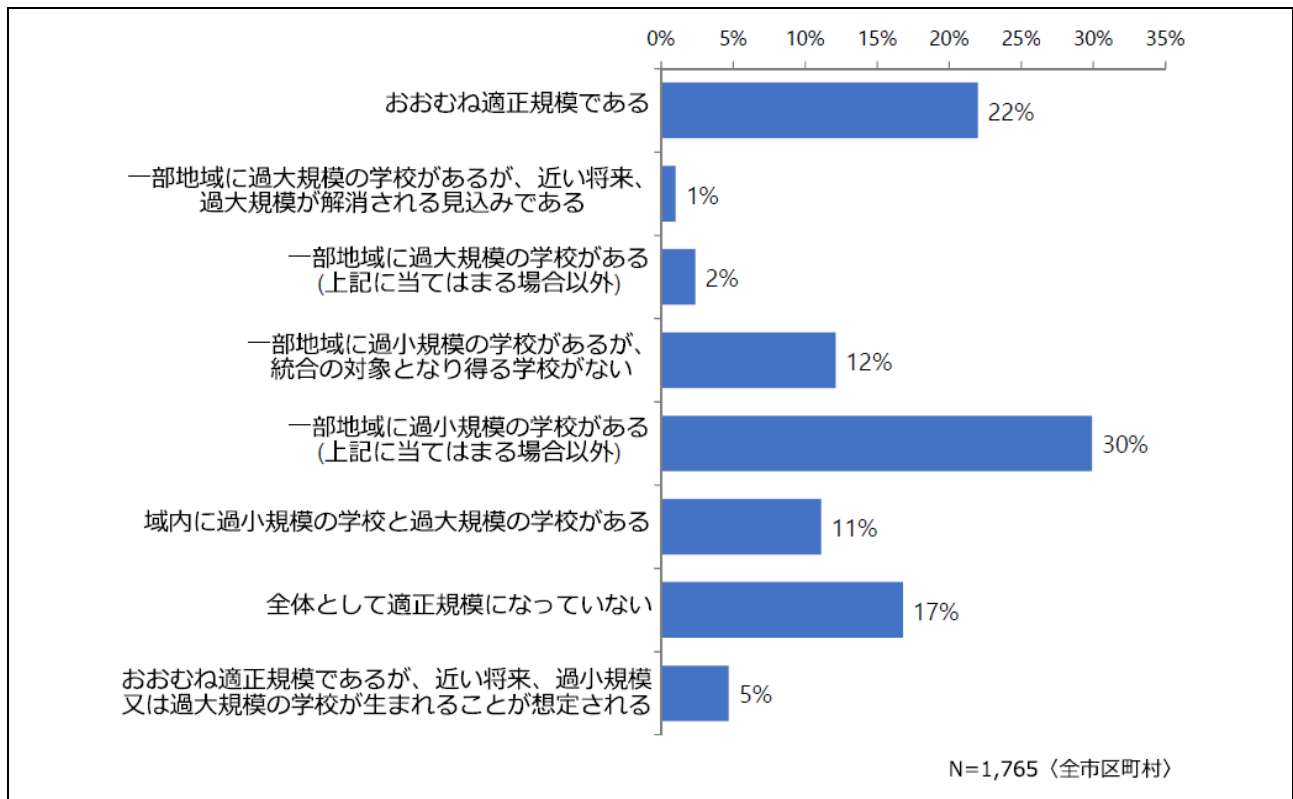
計画策定時点において、個々の施設に係る規模・配置計画等の方針が立っていない場合は、今後の検討を踏まえ、改訂のタイミングで計画に反映することとし、まずは現状の規模や機能を維持すると仮定したり、当面の計画とその後の検討時期を具体的に示したりしながら、計画を策定することが重要である。

なお、その場合、少子化に対応した学校づくり等の検討が進んだり、その他関連する計画が策定・改訂された場合には、計画に反映できるようにする。

(略)

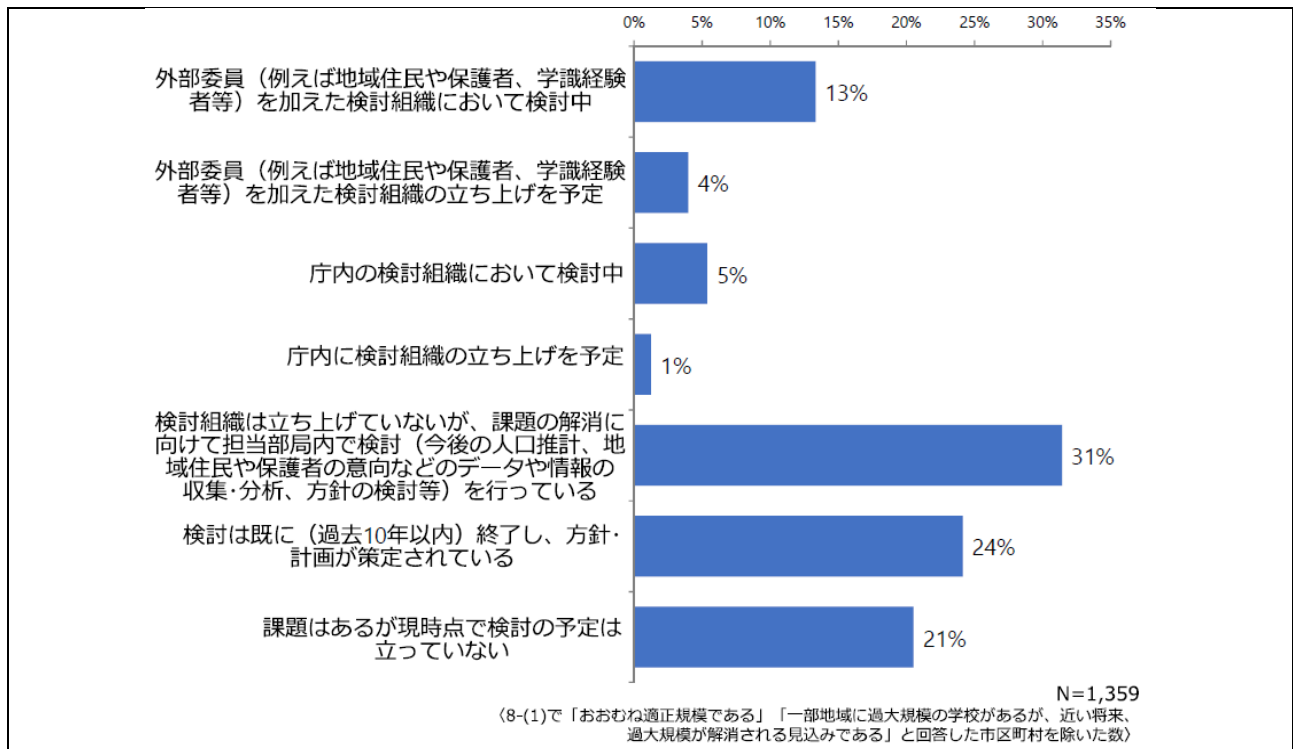
(注) 下線は当省が付した。

資料 2-② 市区町村における学校規模に関する認識



(注) 「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」(平成 30 年度文部科学省) から抜粋した。

資料 2-③ 学校規模に課題を認識している市区町村における課題解消に向けた検討状況



(注) 「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」(平成 30 年度文部科学省) から抜粋した。

資料 2-④ 長寿命化計画を策定済みの市町村における統廃合等の検討内容を反映させない理由

策定済みの市町村	
統廃合等の方針等は定めて統廃合等の内容を示していたが、反映させない市町村	統廃合等の内容を検討していたが、反映させない市町村
<ul style="list-style-type: none"> 統廃合等の方針は、市町村としての検討内容を示したものであり、具体的な時期等は今後の地域住民との協議で決まるため。 一部の学校施設について、地域住民を交えて検討する中で、統廃合の対象を見直したことにより時期が確定していなかったため。 地域住民の合意形成はおおむね図られていたが、まだ一部の地域住民の理解が得られていなかったため。 統廃合等は、地域住民への説明を何度も行いながら合意形成を図るものであり、また、地区ごとの児童数の予想も難しいことから、統廃合等の時期等を予測することは難しいため。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等が、統廃合等の内容が確定しているものと誤解しないようにするため。 統廃合等の検討が終わるまで待っては、国から求められている令和2年度末までの長寿命化計画の策定が難しかったため。 統廃合等は、地域の大きな問題であり、反対する地域住民の意見を集約し、合意形成を図るには時間が掛かるため。 長寿命化計画は施設の維持管理に関する計画、統廃合等の計画は今後の統廃合等の方針を示す計画と、両者は異なるものとして整理して策定を進めたため。

(注) 当省の調査結果による。

資料 2-⑤ 令和2年度末までに長寿命化計画を策定予定の市町村における統廃合等の検討内容を反映させない理由

令和2年度末までに策定予定の市町村	
統廃合等の方針等は定めて統廃合等の内容を示しているが、反映させない市町村	統廃合等の内容を検討しているが、反映させない市町村
<ul style="list-style-type: none"> 統廃合の対象校は記載しているが、保護者や地域の合意を得て統廃合を行うこととしており、統廃合の時期が確定していないため。 一部の学校施設について、統廃合の対象や時期が確定していないため。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等が、統廃合等の内容が確定しているものと誤解しないようにするため。 統廃合等の具体的な工程が決まっていない上、今後、方向性が紆余曲折することも予想されるため。 地域住民との協議が整っておらず、住民感情等に配慮すると検討中の内容は記載できないため。

(注) 当省の調査結果による。